鳥取県内で開催される講演会・講習会等の主催者の皆様へのお願い

平成22年6月 鳥取県医師会生涯教育委員会

日本医師会においては、先に「日本医師会生涯教育カリキュラム<2009>」を作成し、 今後はこのカリキュラムに則り、適切な評価を伴った生涯教育を行うことと致しました。

このため、平成22年度以降の生涯教育においては生涯教育カリキュラム<2009>の内容を取り入れ、これに沿って平成22年度以降開催される講演会・講習会等について、日本医師会生涯教育制度の単位(およびカリキュラムコード)の認定を希望される場合は、事前に(原則2ヶ月前)地区医師会(東部医師会・中部医師会・西部医師会・鳥大医学部医師会)通じて鳥取県医師会へ単位およびカリキュラムコードの申請をお願い致します。

平成 22 年度からの日本医師会生涯教育制度で講演会、研究会の主催者が留意すべき点を 以下に簡単にまとめました。

(平成 22 年度からの日本医師会生涯教育制度の詳細については、 鳥取県医師会ホームページ <u>http://www.tottori.med.or.jp/dd.aspx?menuid=1312</u> または、http://www.med.or.jp/cme/jissi/index.html をご参照ください)

対象となる講演会・講習会・ワークショップ・学会等

鳥取県内で開催される、以下の(1)、(2)のどちらにもあてはまらない講演会・講習会・ ワークショップ・学会等が、日本医師会生涯教育制度の単位およびカリキュラムコードの 認定を受けるためには、事前に(原則2ヶ月前)【生涯教育申請様式】に沿った申請書を地 区医師会を通じて鳥取県医師会に提出して下さい。また聴講者の【署名簿】を、講演会・ 講習会等が終わってから1週間以内に地区医師会に提出して下さい。

- *【生涯教育申請様式】は、鳥取県医師会ホームページからダウンロードできます。
- <申請書の必要のない講演会・講習会・ワークショップ・学会等>
- (1) 日本医学会総会、及び、日本医学会加盟学会の都道府県単位以上の主催によるもの (日本医学会加盟学会については、【資料1】を参照)
- (2) 鳥取県医師会または鳥取県内地区医師会の主催または共催によるもの

上記の(1)、(2)のどちらにもあてはまらない講演会・講習会・ワークショップ・学会等については、事前に(原則 2 ヶ月前)申請書を地区医師会に提出して、<u>鳥取県医師会の承認</u>を受けなければ、日本医師会生涯教育制度の単位およびカリキュラムコードの認定講演会・講習会等になりませんのでご注意ください。

講習会後の事後申請について

生涯教育制度の単位とカリキュラムコードの申請は、講演会・講習会開催の2ヶ月前の申請が原則となりますが、症例検討会のように<u>事前に内容が決定できないもの</u>については、 講習会終了後の事後申請が認められます。

講習会開催日より1週間以内に【生涯教育申請様式】に沿った申請書と署名簿を地区医師会にご提出ください。

なお、この場合、案内状には単位やカリキュラムコードを書くことができないため、案内状には「日本医師会教育制度に基づく単位とカリキュラムコードを 会終了後に申請予定」とのみご記載ください。

(「 会」の中には、「症例検討会」、「講習会」、その他実際の会の名前などが入ります。)

単位の設定

講義時間 1時間あたり 1単位となります。最小単位は、30分で 0.5 単位です。

ただし、一開催あたり 1 日の上限は 5 単位までとなります (例えば 2 日間で計 16 時間の講習会でも、一日 5 単位まで× 2 日間で 10 単位までとなります)

なお、製品紹介などの時間は講義時間に含みませんので、差し引いて申請して下さい。

カリキュラムコード(略称:CC)の設定

【資料2】の84カリキュラムコードの中から、その講演会・講習会等の内容にそったカリキュラムコードを付与します。1つのカリキュラムコードの付与は最短30分(0.5単位)で、カリキュラムコードの上限は単位数の2倍までなります。例えば、1時間・1単位の講演会の場合、2つまでのカリキュラムコードの付与ができます。

*同一カリキュラムコードを重複して取得しても加算されません。 (カリキュラムコードの付与例については、【資料3】を参照)

案内状への記載

単位とカリキュラムコードが承認された場合、案内状に

「日本医師会生涯教育制度 単位 カリキュラムコード , 」と記載ください。

署名簿

日本医師会生涯教育制度の単位およびカリキュラムコードの認定を受けられた講演会・ 講習会等は、聴講された方の署名簿(またはそのコピー)を、講演会・講習会等が終わって から1週間以内に申請した地区医師会へご提出ください。

遅刻、早退された聴講者の方を署名簿に加えるかどうかについては、主催者の方が常識 的な範囲でご対応ください